

## 誓約書

私、\_\_\_\_\_は、2020年度留学をするにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

1. 留学期間中は、龍谷大学や受入機関の指示に従う事を誓います。
2. 留学期間中は、留学先の国の法律および受入機関の諸規則を遵守し、更には受入機関の関連職員の指示に従い、これらに違反しプログラム途中での帰国を指示された場合には、そのいかなる判断にも従います。
3. 留学期間中は、不慮の事故や生活習慣・言語の違い等によるトラブルなどが生じる可能性のある事を認識し、十分な準備と注意を払い責任のある行動をとります。
4. 留学期間中、龍谷大学が定めるいづれかの海外旅行傷害保険に加入します。(保障される内容は下記の通り)

補償項目	タイプA(保険金額上限)	タイプB(保険金額上限)	タイプC(保険金額上限)
傷害死亡	2,000万円	5,000万円	5,000万円
傷害後遺障害	2,000万円	5,000万円	5,000万円
治療・救援費用	3,000万円	1億円	1億円
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円
個人賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品損害	20万円	20万円	20万円
航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	2万円	2万円	2万円
応急治療(既往症)	なし	なし	300万円

5. 留学許可後であっても、傷病または諸般の事情により、龍谷大学が留学・または海外への渡航が不適任であると判断した場合は、留学許可の取消等についてその判断を龍谷大学にゆだねます。また、それによって発生したキャンセル料などの諸経費について、龍谷大学に一切の責任を求めません。
6. 留学期間中に、傷病または諸般の事情により、龍谷大学または受入機関が修学・研修の継続が不可能であると判断し、帰国等の指示をした場合にはその結果に従います。また、それらに必要な経費のうち、海外旅行傷害保険の補償限度額を超える分については、その費用を負担します。
7. 留学期間中、現地では事故のないよう次の禁止事項を守ります。
  - (1) 車・バイク等の運転禁止
  - (2) 迷惑になるような行動や事故につながりやすい一切の行動責任
  - (3) 保険会社が約款等で危険なものとしているスポーツ・活動の禁止
8. 本人の帰国日から起算して、単位認定に必要な書類が60日以内(60日目が留学サポートデスク閉室日の場合は翌開室日)に留学サポートデスクに提出されない場合、すべての単位認定は行いません(ただし、留学先機関からの書類発行が遅れている等、本人の過失によらない遅延は上記の日数に算出しない)。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

学籍番号:\_\_\_\_\_学生署名:\_\_\_\_\_印

保証人署名:\_\_\_\_\_印  
必ず保証人本人の署名・捺印であること